



本規約は、株式会社プライムトラストが提供する委託業務を利用する一切の事項について適用します。

- 第1条 (総則)
- 1 委託者 (以下「甲」という) は、株式会社プライムトラスト (以下「乙」という) に対し業務 (以下、「委託業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。
  - 2 乙は本契約に定める事項及び委託業務にかかるその他のすべての契約 (以下、「個別契約」という。) ならびに、甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって誠実に本業務を履行しなげ
  - 3 甲及び乙は、委託業務を行うにあたり、それぞれ民法及び関係諸法令を遵守しなければならない。
  - 4 本契約が終了したとき、本契約に基づき締結された個別契約が存在するときは、甲の別段の意思表示がない限り、当該個別契約はその効力を有するものとし、当該個別契約に定めのない本契約に準ずるものとする。
- 第2条 (業務内容)
- 1 受託業務の個々の内容、仕様、業務委託料及び作業場所等の事項 (以下、「発注条件」という。) は、本契約に定めるものを除き、個別契約にて定めるものとする。
  - 2 個別契約は、発注条件を記載した発注書等の書面等による甲からの申し込みに対し、乙が発注請書等の書面等により、甲に対し受託の意思を表示したときに成立するものとする。
  - 3 甲又は乙は委託業務に関し、発注条件等変更する必要が生じた場合、甲乙協議の上変更出来るものとする。
- 第3条 (成果物)
- 委託業務の遂行に際し、乙から甲へ納入すべき成果物がある場合、乙は、個別契約に定める条件に従い納入を行うものとする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は甲に対し納入時期の変更を求めることが出来るものとする。
- 1 甲が乙に交付するべき資料、情報等の提供に遅延等が発生したために委託業務の進捗に支障をきたしたとき
  - 2 委託業務の内容の変更があったとき
  - 3 天災、その他不可抗力により納入時期までに成果物を納入することが困難になったとき
- 第4条 (権利義務の譲渡及び承継の禁止)
- 乙は、本契約及び個別契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者へ譲渡又は承継してはならない。
- 第5条 (再委託)
- 乙が委託業務の一部または全部を第三者へ再委託する場合、再委託の内容を予め明らかにして、甲の事前承諾を得るものとする。この場合、乙は本契約上の乙と同等の義務を再委託先であわせるものとする。ただし、乙の本契約上の義務は、再委託によって何ら軽減されるものではない。
- 第6条 (業務指導)
- 甲は乙に対し、委託業務の遂行上必要な指導を行う。ただし、甲の乙に対するこの業務指導は委託業務の遂行に必要な範囲に限り無償で行うこととし、甲は、この指導に基づく損害賠償責任を負わない。
- 第7条 (業務委託料)
- 1 甲及び乙は、委託業務の対価として個別契約に業務委託料を定めることとし、甲は乙に対して、この業務委託料及びこれに対する所定の消費税を支払う義務を負う。
  - 2 委託業務の内容の変更があった場合、または経済情勢の変動及びその他により本契約締結時の諸条件等が著しく変化した場合、甲及び乙で協議の上、業務委託料を変更することが出来る
  - 3 業務委託料にかかる振込手数料等は、甲の負担とする。
- 第8条 (費用負担)
- 業務委託に必要な経費は原則として乙の負担とする。ただし、甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については、甲の負担とする。
- 第9条 (貸与物品)
- 乙が業務委託遂行に際して、甲より資料・物品・機材等の貸与を受けた場合、乙はその資料・物品・機材等を善良な管理者の注意をもって使用および管理し、委託業務遂行以外の目的で使
- また、乙は、本契約終了後はもちろん本契約期間中においても不要になったときは、遅延なく貸与された資料・物品・機材等を甲に返却する。
- 第10条 (守秘義務)
- 1 乙は、委託業務により知り得た甲の業務上、技術上、その他一切の情報を乙の責任による適切な管理のもと秘密として取扱ひ第三者へ漏洩、又は委託業務の目的以外に使用しない。
  - 2 本条の規定は本契約が終了した後においても有効に存続する。
- 第11条 (委託業務取扱責任者)
- 甲及び乙は、個別契約に、各々業務委託取扱責任者を指定し記載する。なお、業務取扱責任者は個別契約記載の委託業務を行うものとする。
- 第12条 (検査・引渡し・点検)
- 1 甲は乙が成果物を納入した後、速やかに成果物の検査を行うものとし、甲が不合格と判定した場合には、遅滞なく乙に通知し、乙はその後の措置について甲の指示に従うものとする。
  - 2 上記検査の結果、合格になった時点において成果物の納入につき、引渡しが完了するものとする。
  - 3 成果物の所有権は、成果物の完成と同時に甲に移転するものとする。
  - 4 甲は、甲が必要と認めた場合には、乙が成果物を納入する前に乙の事業所及び工場等において、成果物の中間検査を行うことが出来るものとする。ただし乙に事前通知の上、これらの営業実施する。
- 第13条 (報告義務)
- 1 乙は、甲に対し、委託業務の遂行に関して甲が要求する事項についての報告を行う。
  - 2 乙は、委託業務の遂行に際し、次の各号の一つに該当する事項が発生した場合には、甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。
    - ① 汚損、破損、盗難、紛失、火災、風水害等による事故が発生した場合。
    - ② 原因の如何を問わず納期までに委託業務を遂行できないことが判明した場合。
    - ③ その他委託業務遂行に支障が出る事象が発生したとき。
- 第14条 (瑕疵担保責任)
- 1 委託業務終了後1年以内に、委託業務に「瑕疵」が発見された場合、乙は、乙の負担において甲の指定する期間内に当該瑕疵について無償で補修または代替品の納入を行うほか、甲について賠償の責を負うものとする。
  - 2 前項に規定する甲への賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。
- 第15条 (損害賠償)
- 1 乙は、本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙はその一切の賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
  - 2 前項1に規定する甲への賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 第16条 (契約の解除)
- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの通知、催促を要せずに即時に契約の全部または、一部を解除することが出来る。
    - (1) 正当な理由に基づかず、本契約の解除を申し出たとき。
    - (2) 乙の責に帰すべき事由により、本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
    - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、支払の停止処分を受けたとき
    - (4) 破産、民事再生、会社整理又は会社更生があったとき、又は生産を開始したとき
    - (5) 監督官庁から営業停止、許可の取消を受けたとき
    - (6) 甲の信用を失墜せしめる行為を行ったと甲が判断したとき
    - (7) 不正もしくは不当な行為があったと甲が判断したとき
    - (8) 本契約に違反したとき
  - 2 甲は、甲乙間で締結している他の契約に関して、乙が全校各号の一に該当する場合についても、前項と同様の措置を行うことが出来るものとする。
- 第17条 (関係法令上の責任)
- 乙は、本契約の履行に当り、業務従事者または業務内容に対し労働基準法、労働安全衛生法、社会保険諸法令、その他法令上の一切の責を負うものとする。
- 第18条 (安全の確保)
- 乙は、本契約の履行に関し、乙の一切の責任と費用負担において、危険回避のための手段を講じ、安全の確保に努めなければならない。
- 第19条 (反社会的勢力による被害の防止)
- 甲及び乙は、政府から公表された平成19年6月19日付犯罪対策関係会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、次項に定義される反社会的勢力たないものとする。
- 2 「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。
    - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
    - (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員
    - (3) 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
    - (4) 前各号の他、暴力、威力、脅迫的言辭及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
    - (5) 前各号の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- 第20条 (契約期間)
- 本契約の有効期間は、1年とする。ただし、契約期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも変更または、解除の申し出のない場合、さらに一年間同条件にて延長されるものとし、する。
- 第21条 (管轄裁判所)
- 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第22条 (契約外の事項)
- 本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議し、定めるものとする。